

原規規発第 1904265 号
平成 31 年 4 月 26 日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所長 殿

原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 竹内 淳

「平成 31 年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）について」の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の規定による平成 31 年度実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査について、原子力規制委員会は別紙のとおり一部改定することといたしました。

つきましては、別紙の内容についてお知らせいたします。

(別紙)

制定 平成31年4月1日 原規規発第 1904011号 原子力規制委員会決定
改正 平成31年4月26日 原規規発第 1904265号 原子力規制委員会決定

平成31年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）について（原規規発第1904011号）の一部を次のとおり改正する。

平成31年4月26日

原子力規制委員会

平成31年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）についての一部改正について

平成31年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）について（原規規発第1904011号）の一部を、別添の新旧対照表のように改正する。

平成31年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）について（原規規発第1904011号） 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">原規規発第1904011号 平成31年4月1日 <u>一部改正 原規規発第_____号</u> <u> 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;">平成31年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）について</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会</p> <p>原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の3第7項の規定による実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査について、別添のとおり実施することとする。</p>	<p style="text-align: right;">原規規発第1904011号 平成31年4月1日</p> <p style="text-align: center;">平成31年度保安検査（実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査）について</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会</p> <p>原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の3第7項の規定による実施計画に定める特定原子力施設の保安のための措置の実施状況の検査について、別添のとおり実施することとする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 検査実施場所 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び本社</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期：4月～6月（このうちの10週間程度） (2) 第2四半期：7月～9月（このうちの10週間程度） (3) 第3四半期：10月～12月（このうちの10週間程度） (4) 第4四半期：1月～3月（このうちの10週間程度）</p> <p>3. 検査担当職員 福島第一原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。 (1) 基本検査で実施する保安検査の内容 [略] (2) 追加検査で実施する保安検査の内容 ・<u>予防処置活動の不備に係る改善措置状況</u></p>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 検査実施場所 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び本社</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期：4月～6月（このうちの10週間程度） (2) 第2四半期：7月～9月（このうちの10週間程度） (3) 第3四半期：10月～12月（このうちの10週間程度） (4) 第4四半期：1月～3月（このうちの10週間程度）</p> <p>3. 検査担当職員 福島第一原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。 (1) 基本検査で実施する保安検査の内容 [略] (2) 追加検査で実施する保安検査の内容 <u>該当なし</u></p>